

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	法令の番号	昭和42年法律第149号				
不利益処分の種類	液化石油ガス販売事業者の認定の取消	根拠条項	第35条の10第1項、第2項				
処分基準	<p>法第35条の10第1項又は第2項に該当するとき</p> <p>① 保安確保機器の設置及び管理の方法が法第35条の6第1項の基準に適合していないとき</p> <p>② 法第35条の7の報告をしない場合であって知事がその者に対し10日以上の相当な期間を定めて報告すべきことを催告し、その者がその期間内に報告をしないとき</p>						
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課	目次NO